



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 告示

- 171 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 1
172 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 1
173 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 2

○ 訓令

- *3 和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令 (広報課)..... 2

○ 監査公表

- 監査公表第7号 2

告 示

和歌山県告示第171号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和7年3月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	業 務 の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
7010			令和 7. 2. 20	三重県熊野市有馬町17 06番地	熊野福島林業 福島郁生	木材	三重県熊野市有馬町17 06番地

和歌山県告示第172号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第173号

令和7年和歌山県告示第77号（以下「告示第77号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年3月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
松本繁和
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第77号のとおり

訓 令

和歌山県訓令第3号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令
和歌山県広報広聴規程（昭和42年和歌山県訓令第59号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(広報広聴委員会等) 第2条 略 2 略 3 広報広聴委員は、次の職にある者をもって充てる。 知事室長、各部の局長（局長が2名以上置かれている場合は、当該部長が指名する局長）、<u>会計局長</u>、その他知事が指名する者 4～6 略 7 広報広聴担当者は、本庁の課の副課長、本庁の課の中に置く室の室長が指名する職員及び振興局<u>地域づくり部</u>の副部長をもって充てる。 (広報広聴資料) 第4条 広報広聴担当者は、広報課が行う広報広聴活動の企画立案及び報道機関が行う取材活動の便宜に供するため、<u>翌月の月間行事予定表</u>を作成するものとする。	(広報広聴委員会等) 第2条 略 2 略 3 広報広聴委員は、次の職にある者をもって充てる。 知事室長、各部の局長（局長が2名以上置かれている場合は、当該部長が指名する局長）、<u>出納局長</u>、その他知事が指名する者 4～6 略 7 広報広聴担当者は、本庁の課の副課長、本庁の課の中に置く室の室長が指名する職員及び振興局<u>地域振興部</u>の副部長をもって充てる。 (広報広聴資料) 第4条 広報広聴担当者は、広報課が行う広報広聴活動の企画立案及び報道機関が行う取材活動の便宜に供するため、<u>別表の広報広聴資料</u>を作成するものとする。

別表を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月11日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和7年2月12日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県中央児童相談所	〃
和歌山県DV相談支援センター	〃
和歌山県障害児者サポートセンター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 海草振興局健康福祉部

検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 海草振興局建設部

(ア) 不法に占用されている河川敷地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 不法に占用されている廃川敷地について、適正に対処されたい。

(ウ) 資金前渡に係る支出負担行為票及び精算票を紛失している事例があったので、今後このようなことがないよう、公文書の適正な管理及び保管に努められたい。

ウ 和歌山県税事務所

(ア) 自動車税に係る納税通知書の誤通知及びその通知に伴う不必要な手続の教示をしたことによる費用として、損害賠償金を支払っている事例があったので、今後このようなことのないよう、適

正に処理されたい。

（イ）現金出納簿において、出納員の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

（ウ）昨年度に引き続き、旅行命令簿を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県中央児童相談所

（ア）旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

（イ）物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県障害児者サポートセンター

旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 旅行命令を重複して行い、過支給となっていた事例

b 通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっていた事例

カ 和歌山県公営競技事務所

収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県工業技術センター

（ア）旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

（イ）実験排水処理施設維持管理業務委託の契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。

（ウ）ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

（エ）収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

（オ）電話料金の支払において、延滞利息が発生している事例があったので、適切に処理されたい。